平成２９年（フ）第２０９０号
横浜市瀬谷区中央15番地20
債務者　池田　　寿
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０９４号
神奈川県海老名市大谷北４丁目15番９－101号
債務者　鯨岡　光枝
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４８号
沖縄県うるま市石川伊波877番地１　寿アパート１Ｆ
債務者　普天間洋一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午前10時
　　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第８１５号
東京都府中市幸町１丁目19番地の12
債務者　門馬　智子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前10時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９６５号
東京都福生市加美平３丁目16番地18メゾンクレールＢ－102号室
債務者　エムディ洋子（旧姓イベ）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９０１号
神奈川県綾瀬市深谷南３丁目22番22号
債務者　新井　一茂
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０６４号
横浜市青葉区市ケ尾町1173番地９　杉浦荘203
債務者　山城留美子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０９３号
横浜市緑区長津田町2410番地　シティハイムⅠ　104号
債務者　出井　照一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２３７号
千葉県八街市八街に323番地８
破産者　岩澤　順子
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７５０号
札幌市厚別区もみじ台南３丁目１番18号
破産者　香川　直之
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０６号
札幌市中央区南４条西16丁目３番21号
破産者　有限会社ミックス・アップ
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６５号
札幌市北区北35条西４丁目３番５－106号
破産者　伊勢まどか
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
群馬県高崎市緑町３丁目11番地１
破産者　株式会社ハートフルライフ
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２９６号
埼玉県狭山市中央１丁目46番６号狭山台桂ビル２Ｆ
破産者　株式会社ワークアンドトライ
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４９８号
東京都八王子市大和田町６丁目24番３号西牧ビル303号
破産者　栗本　正和
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２９号
川崎市宮前区東有馬２丁目31番36号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝２丁目30番14号
破産者　株式会社アイビスティ
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
静岡県駿東郡小山町生土496番地の５
破産者　有限会社大村組
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部